



保護者のみな様へ



子供の歩行中の事故の特徴

約8倍

小学1年生の歩行中の死者数は小学6年生の約8倍！

下校時間帯

15時台～17時台で約5割！

4～7月

4月～7月と10月11月が多い！

交差点注意

約4割が交差点内での事故！



子供を伴うのは大人の役目！

※平成25年～平成29年の県内の交通事故実態から

子供の成長に合わせて安全のサポートを

幼児への交通安全指導

子供が1人で道路を安全に通行できるように、次のことを繰り返し教え、身につけさせましょう。

4つの約束

- ①信号のある場所で渡る
- ②右・左をちゃんと見よう
- ③車の影から渡らない・飛び出さない
- ④道路で遊ばない

横断歩道の渡り方

(信号機のある時と同様)

- ①横断歩道の手前で止まる(飛び出し注意)
- ②車が来ていないか右・左・右の順で確かめる
- ③横断中も周りをよく見て渡る



小学生になっても

幼児期に比べ、行動範囲が広がり保護者から離れて通学することになります。歩行者として安全に道路を通行できるようにするため、繰り返し指導しましょう。

通学路や自宅周辺を一緒に歩き、立ち止まる位置や見る方向、確かめる対象などを、子供の目線で具体的に教えましょう。

子供は大人のまねをします。
身近な大人である保護者自身が
安全な行動の手本を示しましょう。



***** 保護者のみな様へ *****

知っていますか?

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
※13歳未満は歩道を通行することができます。
ただし、歩行者の妨害とならないように注意!
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・ 夜間はライト点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子ども(13歳未満)はヘルメットを着用



自転車は
車の仲間です

子供が安全に自転車に乗るために 日ごろの準備や習慣が大切です!

- ★ お子さんには、成長に応じて、体に合った自転車を与えましょう。
- ★ 自転車の点検は欠かさず行いましょう。
- ★ 13歳未満のお子さんには、ヘルメットをかぶらせるよう努めましょう。
- ★ お子さんが自転車の通行ルールについて理解できるまで、繰り返しよく教えましょう。

子供が自転車事故により、加害者になってしまうケースも...

小学5年生(当時11歳)の男子が、夜間、歩道と車道の区別のない下り坂の道路を自転車で走行中、歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は意識が戻らない状態になった。

損害賠償
約9,500万円

※この判例では、監督義務を問われた親権者が賠償を求められました。

昼間、男子高校生が交差点のかなり手前から車道を斜めに横断して、自転車横断帯に入り自転車で対向車線を直進してきた会社員(24歳)と衝突。会社員に言語機能喪失等の損害が残った。

損害賠償
約9,300万円

日没後、自転車通行可の歩道を自転車のライトをつけず通行中の中学生が、加速した直後、正面からきた歩行者と正面衝突。歩行者は転倒、死亡した。

損害賠償
約4,000万円

自転車くらいでと思わず、
家族のため、人のため、保険に加入しましょう

自転車が加害者となる交通事故が少なくありません。
高額な賠償義務が発生することもある。自動車やオートバイを持っている感覚で、自転車の任意保険も真剣に考えてください。

